

Vol.3 No.17 2007年5月

～ 温泉法が改正されます ～

平成 19 年 4 月 環境省 法律第三十一号
温泉法の一部を改正する法律が第 166 回通常国会を通過し、4 月 25 日に公布されました。

< 温泉の保護と利用の適正化 >

国民から親しまれ、年間 1 億人以上が温泉を利用しています。火山列島である日本は、豊富な温泉資源に恵まれています。その資源も無限ではありません。利用者に対して、温泉成分などの情報提供と温泉資源の保護を目指して今回の改正法が公布されました。以下に概要をまとめます。

概 要

1. 定期的な成分分析等の義務付け

利用者に温泉成分等に関する正確な情報を提供する為、政令で定められた期間(10 年)毎に登録分析機関による温泉成分分析を行い、その結果に基づき掲示内容の変更を行う。

2. 温泉掘削・利用等の許可制度の見直し

a) 許可時における条件付と規定の新設

温泉掘削・利用等の許可について条件追加を可能にし、その条件に違反した場合の許可取消しなどを行えるようになった。

b) 許可に関する承継規定の新設

相続や法人合併・分割の場合の手続きを効率化し、都道府県知事の承認で掘削・利用等の許可を承継できるようにした。

温泉の成分分析は、温泉法に定められた登録分析機関で分析をする必要があります。温泉法に係る分析には、温泉の確認分析及泉質の推定、浴用および飲用の用途別、近隣の鉱泉の化学成分や周辺地質などによって分析項目が変わります。

また分析では、源泉での現場測定が必要となります。お客様が分析をご依頼される場合、弊社営業とご相談の上、分析項目に沿ったお見積もりを提出させていただきます。

弊社は、温泉法に基づく成分分析を実施できる温泉成分分析の登録機関です。

- 登録番号 18 栃薬 1 号
- 登録年月日 平成 19 年 3 月 19 日
- 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
平成理研株式会社
代表取締役社長 福田 良夫
- 住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)
郵便番号 321-0912
栃木県宇都宮市石井町2856-3
電話番号 028-660-1700

～ 亜鉛の排水基準猶予期間が迫っています ～

昨年 12 月 11 日に施行された、亜鉛(Zn)の排水基準を定める省令等の一部を改正する省令に記載された猶予期間(6 ヶ月)が間近に迫っています。弊社が受諾している分析報告書の基準値の記載も変更となります。

弊社は、温泉法に基づく登録分析機関をはじめ、数多くの環境分析(水質・大気・土壌・食品など)に対応しております。お客様の環境問題解決を強力にサポート致します。

環境に関わる問題や疑問などのご相談がありましたらお気軽に当社までお問合せ下さい。

環境科学センター 水環境部 柿沼範洋(農学博士)

～ 編集後記 ～

長らくご無沙汰しておりました。環境関連法案も通常国会や臨時国会などが無いとなかなか改正がされず、この NL の執筆も足踏みしていました。

さて、G.W.も終わり初夏の日差しが眩しい季節となりました。窓辺はポカポカとした陽気です。弊社は窓を大きく取り部屋が明るくなるようになっているのですが、同時に日差しで室温が上昇してしまいます…。この度、分析機器室の温度上昇を押える為、窓に熱線カットフィルムを施工しました。これで夏のエアコン使用も消費電力も削減です!?

業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施工・各種メンテナンス)
水処理薬品部門(ボイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

